

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年12月25日（平成27年（行個）諮問第207号）

答申日：平成29年7月18日（平成29年度（行個）答申第67号）

事件名：本人の夫に対する休業補償給付の不支給決定に係る調査結果復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定労働基準監督署保管にかかる、特定個人の労災不支給決定（平成27年特定月日付け）に関する調査資料等（復命書及び添付資料等）の一切の文書」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、京都労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年7月30日付け京労発基0730第3号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、不開示部分の開示を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）はじめに

審査請求人の夫Xは、平成25年特定月日B、胆管がんを原因に死亡した。

X氏は、昭和36年から平成12年まで、約40年間、各種車両用ホイール製造工程に従事していた。そして、同工程においては、塩素系有機溶剤を使用しており、X氏が胆管がんの原因となる化学物質にばく露していた可能性が高かった。

そのため、X氏は、平成25年特定月日A付けで、胆管がん罹患が労働災害にあたるとして、休業補償給付支給等を請求した。

しかし、特定労働基準監督署は、平成27年特定月日付け通知により、不支給決定とした。

審査請求人は、同不支給決定がどのような資料に基づき、どのよう

な理由によってなされたのかを知り、かつ、同不支給決定に対する審査請求を行うため、京都労働局長に対して、X氏の労災不支給決定に関する調査資料一式につき、保有個人情報開示請求を行った。

ところが、京都労働局は、X氏の労災不支給決定に関する資料の大部分を不開示とする原処分を行った。

この不開示決定により、審査請求人は、労災不支給決定がどのような資料に基づいてなされたものかすら知ることができず、同人の知る権利、個人情報の開示を受けられる権利は侵害されているのであって、原処分は違法である。

#### (2) 原処分の不開示の理由

原処分は、不開示の理由として、

「開示請求に係る保有個人情報には、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報（法14条2号）として、自署・印影などが記載されており、また、法人に関する情報（同条3号）は記載されている部分が認められるため」

「開示請求者以外のものから聴取した内容など、労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって、開示されることにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものが記載されている」

としている。

#### (3) 特定センター提出の資料について

原処分は、特定センターが提出した化学物質に関する資料につき、すべて不開示としている。

しかし、特定センターは、「インターネットを通じた安全衛生情報の提供、危険の仮想体験による安全衛生教育等の実施などによって事業場の安全衛生活動を応援し、広く国民全般の安全衛生に対する関心を高めることを目的として」厚生労働省が設立した機関であり、同機関が提供した資料は化学物質に関する一般的な知見等についてのものであると考えられる。

とすると、開示されることにより労働基準行政機関の事務の遂行に支障を及ぼすとは到底考えられず、原処分は違法である。

#### (4) MSDS・SDSについて

原処分は、特定事業場が提出したと思われるMSDS・SDSに関する資料につき、すべて不開示としている。

しかし、MSDS・SDSは、化学物質排出把握管理促進法に基づいて、事業者による化学物質の適切な管理の改善を促進するため、化学品を他の事業者に譲渡・提供する際に作成と提出が義務づけられている安全データシートである。

つまり、作成者（特定事業場と思われる）は、化学物質にばく露する

おそれのあるものに対して、提供・開示することを前提に、同資料を作成しているのであって、開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある（法14条3号）とは到底いえない。また、開示されることにより労働基準行政機関の事務の遂行に支障を及ぼす（同条7号柱書き）とも考えられない。

したがって、原処分は違法である。

(5) 同僚の聴取書・電話聴取書について

原処分は、X氏の同僚の聴取書や電話聴取書につき、すべて不開示としている。

しかし、同僚等の氏名・印影のみを不開示とすれば、法14条2号「開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの」、「開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当し得ないことは明らかである。

また、開示されることにより労働基準行政機関の事務の遂行に支障を及ぼす（同条7号柱書き）とも考えられない。

したがって、同僚の聴取書や電話聴取書については、同僚や電話聴取に応じた個人の氏名・印影のみを不開示とすれば足り、内容を含むすべてを不開示とした原処分は違法である。

(6) 会社からの回答書について

原処分は、X氏が勤務していた特定事業場からの回答書等につき、すべて不開示としている。

しかし、特定事業場から提供された資料がすべて開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある（法14条3号）とは考えられない。また、開示されることにより労働基準行政機関の事務の遂行に支障を及ぼす（同条7号柱書き）とも考えられない。

原処分は、審査請求人代理人においても入手可能で、かつ、形式的な資料である、会社の登記簿謄本すら不開示としており、その違法性は明らかである。

さらに、原処分は、特定事業場が使用したとする化学物質が開示されることによる弊害を懸念しているとも思われるが、特定事業場元従業員であり被災者であるX氏の相続人である審査請求人に対して開示したとしても、特定事業場の利益を害するおそれはない。実際にも、不支給決定に対する審査請求手続きにおいて、特定労働基準監督署長は、特定事業場が使用したと回答した化学物質を明らかにしているのであって、この事実からも、原処分の違法性は明らかである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(2) 理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、特定労働基準監督署保管にかかる被災労働者の労災不支給決定に関する調査資料等（復命書及び添付書類等）の一切の文書である。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法14条2号の不開示情報

a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、通番6、通番7、通番11及び通番15ないし通番22の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、通番8及び通番12の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した情報のうち、通番2、通番3、通番5、通番9及び通番13の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条7号柱書きの不開示情報

a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、通番8及び通番12の不開示部分は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人等から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記（ア）bで既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、通番2、通番3、通番5、通番9及び通番13の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしている内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは、上記（イ）で既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### （4）結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法1

4条2号，3号イ及び7号柱書きに基づき，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

## 2 補充理由説明書

法42条の規定に基づき，平成27年12月25日付け厚生労働省発基1225第8号により諮問した平成27年（行個）諮問第207号に係る諮問書理由説明書につき，以下のとおり修正するとともに，同理由説明書別表に不開示理由の修正を行う。

### (1) 不開示情報該当性について

理由説明書の該当部分を以下のとおり修正する。

#### (ア) 法14条2号の不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち，通番6，通番7，通番11，通番15ないし通番20及び通番22の不開示部分は，審査請求人以外の氏名，印影など，審査請求人以外の個人に関する情報であって，審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため，当該情報は，法14条2号本文に該当し，かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### (イ) 法14条3号イの不開示情報

a 別表に記載した情報のうち，通番21の不開示部分は，特定事業場の印影である。印影は，書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり，かつ，これにふさわしい形状のものであることから，これらの情報が開示された場合には，偽造により悪用されるおそれがある等，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法14条3号イに該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した情報のうち，通番2，通番3，通番5，通番9及び通番13の不開示部分は，特定事業場の業務内容に関する情報等であり，当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。そのため，仮にこれらの情報が開示された場合には，当該事業場が，当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法14条3号イに該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### (ウ) 法14条7号柱書きの不開示情報

a (略)

b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち，通番2，通

番3，通番5，通番9及び通番13の不開示部分は，特定事業場の業務内容に関する情報等であり，当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは，上記（イ）bで既に述べたところである。

さらに，これらの情報は，守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき，当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから，当該情報を開示するとした場合には，このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い，労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり，公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって，これらの情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法14条7号柱書きに該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

- c 別表に記載した情報のうち，通番14の不開示部分は，職員のメールアドレスである。これを開示すると，不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるおそれがあり，国の機関が行う労災補償に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法14条7号柱書きに該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(2) 理由説明書別表の修正等について

理由説明書別表の当該部分を以下のとおり追加・修正する。

(別表記載略)

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成27年12月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成28年1月19日 審議
- ④ 平成29年5月11日 委員の交代に伴う所要の手続の実施，本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年6月23日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年7月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

- 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報とは、「特定労働基準監督署保管にかかる、特定個人の労災不支給決定（平成27年特定月日付け）に関する調査資料等（復命書及び添付資料等）の一切の文書」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書15に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、諮問に当たり、一部を新たに開示することとするが、別表の3欄に掲げる部分については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するため、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

## 2 不開示情報該当性について

### (1) 開示すべき部分（別表の5欄に掲げる部分）について

#### ア 通番3の53頁枠内最終行について

当該部分は、労災請求に係る調査記録であり、原処分で開示されている部分から推認できる内容であって、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### イ 通番5の134頁「事業場所在地」欄の2行目、「事業主職氏名」欄の2行目（印影を除く。）及び記1の不開示部分について

当該部分は、いずれも被災労働者の配偶者である審査請求人が知り得る情報であり、上記アと同様の理由により、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### ウ 通番6、通番20の894頁、906頁「医師氏名」欄の1文字目ないし4文字目、915頁、916頁「主治医氏名」欄及び953頁「医師氏名」欄の1文字目ないし4文字目並びに通番22の996頁「医師」欄1文字目ないし4文字目及び1006頁「主治医」欄の不開示部分について

当該部分は、医師の署名、特定事業場代表者の職氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分で開示されている部分から審査請求人が知り得る情報であり、

同号ただし書イに該当し、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の5欄に掲げる部分を除く不開示情報該当部分）について

ア 法14条2号該当性について

通番7及び通番11は特定事業場等の関係者の所属情報、氏名及び印影であり、通番15、通番17、通番18及び通番20は医師等の署名及び印影であり、通番22は医師等の署名及び印影並びに審査請求人以外の個人の氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

通番8及び通番12は、労働基準監督署の調査担当官が本件労災請求に対する処分に当たり、審査請求人以外の第三者から聴取した事項及び内容並びに被聴取者の所属、氏及び電話番号であり、それぞれ被聴取者ごとに一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

(ア) このうち、被聴取者の所属、氏、電話番号は、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) その余の部分については、審査請求人以外の第三者から聴取した事項及び内容であり、これらを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ該当性について

通番21は、特定事業場以外の事業場の印影であり、当該印影は当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番2, 通番3, 通番5, 通番9(下記(イ)を除く。)及び通番13は、労働基準監督署の調査担当官が特定事業場から聴取した内容及び提出された資料を取りまとめたもの、労働基準監督署の求めに応じて特定事業場から提出された資料、特定事業場への確認事項等であり、上記イ(イ)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番9の213頁には事業場印が押印されており、当該印影は当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、上記ウと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条7号柱書き該当性について

通番14の不開示部分は、厚生労働省及び京都労働局の職員のメールアドレスであり、これを開示すると、不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるおそれがあり、国の機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、京都労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、京都労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求

人に対しては既に当該決定書が送付されているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書の送付により、当該決定書記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分は同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別表

1 対象文書			2 通番	3 不開示を維持する部分	4 不開示情報 (法14条)			5 開示すべき部分
番号	通頁	文書名			2号	3号イ	7号柱書き	
1	1～2 3	休業支給 決定決議 書等	1	—				—
2	24～ 50	調査結果 復命書等 ①	2	29頁不開示部分, 31頁不開示部分, 32頁不開示部分 (18行目1文字目ないし8文字目, 19行目21文字目ないし28文字目を除く。), 33頁不開示部分		○	○	なし
3	51～ 125	調査結果 復命書等 ②	3	52頁労働者数欄, 53頁不開示部分, 63頁不開示部分		○	○	53頁枠内最終行

4	1 2 6 ~ 1 3 2	聴取書①	4	—				—
5	1 3 3 ~ 2 1 1	事業場提出資料等 ①	5	1 3 4 頁 ないし 1 3 8 頁の 不開示部 分, 1 4 0 頁ない し 1 4 9 頁の不開 示部分, 1 5 1 頁 ないし 1 9 1 頁の 不開示部 分, 2 0 4 頁ない し 2 0 7 頁の不開 示部分, 2 0 9 頁 ないし 2 1 1 頁の 不開示部 分		○	○	1 3 4 頁 「事業場 所在地」 欄の 2 行 目, 「事 業主職氏 名」欄の 2 行目 (印影を 除く。) 及び記 1
			6	1 9 3 頁 不開示部 分	○			全て
6	2 1 2 ~ 2 4 9	事業場提出資料等 ②	7	2 1 3 頁 社名, 部 署名, 個 人氏名及 び個人印 影部分, 2 4 2 頁 社名, 部	○			なし

				署名, 個人氏名, 電話番号及びFax番号				
			8	245頁ないし247頁不開示部分	○		○	なし
			9	213頁ないし244頁の不開示部分(通番7を除く), 248頁, 249頁の不開示部分		○	○	なし
7	250 ~271	履歴事項全部証明書等	10	—				—
8	272 ~344	事業場提出資料等③	11	273頁社名, 部署名, 個人氏名及び印影部分, 281頁個人の所属情報及び個人氏名部分	○			なし
			12	278頁不開示部分	○		○	なし

			1 3	2 7 3 頁 ないし 2 7 7 頁の 不開示部 分（通番 1 1 を除 く。）， 2 8 1 頁 ないし 3 4 0 頁の 不開示部 分（通番 1 1 を除 く。）		○	○	なし
			1 4	2 7 9 頁 不開示部 分			○	なし
9	3 4 5 ～ 4 7 0	医療機関 診断記録 等①	1 5	署名及び 印影の不 開示部分 ※署名以 外の担当 者の氏名 記載，記 名部分は 開示	○			なし
1 0	4 7 1 ～ 5 9 2	検査詳細 情報等	1 6	—				—
1 1	5 9 3 ～ 6 6 7	医療機関 診断記録 等②	1 7	署名及び 印影の不 開示部分 ※署名以 外の担当 者の氏名 記載，記 名部分は	○			なし

				開示				
1 2	6 6 8 ～ 7 7 1	医療機関 診断記録 等③	1 8	印影の不 開示部分 ※署名以 外の担当 者の氏名 記載，記 名部分は 開示	○			なし
1 3	7 7 2 ～ 8 9 0	医療機関 診断記録 等④	1 9	—				—
1 4	8 9 1 ～ 9 9 3	医療機関 診断記録 等⑤	2 0	署名及び 印影の不 開示部分 ※署名以 外の担当 者の氏名 記載，記 名部分は 開示	○			8 9 4 頁， 9 0 6 頁「医 師氏名」 欄の 1 文 字目ない し 4 文字 目， 9 1 5 頁， 9 1 6 頁 「主治医 氏名」 欄， 9 5 3 頁「医 師氏名」 欄の 1 文 字目ない し 4 文字 目
			2 1	事業場印 影		○		
1 5	9 9 4 ～ 1 0 8 1 頁	医療機関 診断記録 等⑥	2 2	署名及び 印影の不 開示部 分， 1 0	○			9 9 6 頁 「医師」 欄 1 文字 目ないし

				3 3 頁 「診療 録」欄 4 行目個人 名, 1 0 6 8 頁 「ロット 番号」欄 個人氏名 ※上記以 外の担当 者の氏名 の担当者 の氏名記 載, 記名 部分は開 示				4 文字目 及び 1 0 0 6 頁 「主治 医」欄
--	--	--	--	--	--	--	--	--

※文書 1 0 及び文書 1 3 については, 不開示情報該当部分がないため, 当審査会において修正したもの。